

箕面市広告入り番号案内表示機設置等業務受託者募集要項

1. 趣旨

箕面市は、市民等が窓口で各種手続及び相談をする際の整理番号を表示し、音声案内をする装置（以下「番号案内表示機」という。）等が無償で設置し、併せて市の情報を市民等へ提供することにより、市民サービスの向上等を提案していただける事業者（1社）を募集します。

2. 仕様

(1)設置機器

①本館1階南側ロビー（証明発行窓口）

番号案内表示システム、モニター3台、その他装置一式（仕様書参照。以下同じ）

②本館1階北側ロビー（医療保険・年金・介護窓口）

番号案内表示システム、モニター3台、受付番号札発行機1台、その他装置一式

③別館1階ロビー（市税総合窓口）

番号案内表示システム、モニター1台、受付番号札発行機1台、その他装置一式

※設置にあたっては、安全を第一に設置するとともに、機器背面をパネルで覆う等、ロビーの美観を損なわないよう配慮してください。

(2)設置期間

令和2年（2020年）5月1日から令和7年（2025年）4月30日まで

(3)市が発信する情報表示と民間広告部分のモニターの割合

①本館1階南・北側ロビー（各窓口3台のモニター）

・2台は、番号案内専用とします。1台は医療保険・年金・介護窓口の番号案内、もう1台は証明発行窓口の番号案内を表示し、市民のかたがどの座席に座っていても両方の番号表示を見ることができるようになります。

・1台は、主に市が発信する情報と民間広告を表示します。

②別館1階ロビー（1台のモニター）

・主に市が発信する情報と民間広告を表示します。

※市の情報表示は基本的には最大でも3分の1程度とします。

(4)その他

・別途仕様書のとおりです。

3. 注意事項

・広告内容については、箕面市広告審査委員会に諮って審査しますので、事前に市と協議してください。

・受注者は、番号案内表示機が故障したときは、速やかに復旧員を派遣し対応するものとし、対応結果を本市に報告してください。

4. 広告内容の苦情等

・受注者は、広告の内容に関する苦情等について責任の一切を負い、速やかに苦情等の解決にあたってください。

・受注者は、広告主の営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに市に通知し、当該広告主の掲載された表示及び放映を直ちに中止してください。

5. 応募資格要件

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- ②引き続き2年以上その事業を行っていること。
- ③法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を完納していること。
- ④箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年訓令第2号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤過去3年間で5以上の地方公共団体への事業実績があること。

6. 募集期間及び応募方法

(1)募集期間：令和2年1月6日（月）～1月15日（水）午後5時15分

(2)応募方法

- ・郵送（令和2年1月15日（水）必着）又は持参のこと
- ・持参による場合は下記「9. 問い合わせ先及び提出先」に記載の場所に提出してください。
※受付時間 午前8時45分から午後5時15分（土曜・日曜・祝日を除く）

(3)提出書類

- ①申込書（様式1） 正本1部及びコピー7部
 - ②事業提案書（様式2） 正本1部及びコピー7部
 - ③法人登記簿謄本（発行3か月以内のもの） 正本1部及びコピー7部
 - ④納税証明書（5-③にかかる発行3か月以内のもの） 正本1部及びコピー7部
 - ⑤会社概要（パンフレットなど） 7部
- ※提出された書類は目的外に無断で使用しません。
※提出書類は返却しません。
※申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合があります。

7. 選考方法等

- ・提出された申込書及び事業提案書に対して、公正かつ適正に選考会が選考を行います。
- ・評価項目は、「1. 企画・提案力 2. 実施力 3. 安全性・安定性 4. 履行体制 5. 支援体制 6. 苦情処理体制 7. 災害時の体制」とし、総合的に評価し決定します。

8. 選考結果の通知について

- ・選考結果通知予定日 令和2年1月22日（水）
- ・選考結果のみを郵送により通知します。
なお、審査の経緯の公表はいたしません。また、審査結果に対しての異議申立は受け付けません。

9. 問い合わせ先及び提出先

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号
箕面市 市民部 市民サービス政策室
TEL 072-723-2121（内線）3662
（E-mail 及びFAXによる提出は受理しません。）